中井町移住・定住推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、子育て世帯及び若年夫婦世帯による住宅取得を支援することで、本町への移住・定住を推進し、移住・定住人口の増加及び地域の活性化を図るため、住宅取得の経費に対し中井町移住・定住推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、中井町補助金等の交付に関する規則（平成10年中井町規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　子育て世帯　中学生以下の子（胎児を含む。）が同居する世帯をいう

⑵　若年夫婦世帯　婚姻の届出が受理された夫婦で、夫婦のいずれかが40歳未満である世帯をいう

⑶　住宅　個人の居住の用に供するための建物（集合住宅は除き、併用住宅を含む。）をいう。

⑷　住宅取得　住宅の新築、建替え及び新築住宅の購入をいう。

　⑸　基準日　住宅の所有権保存登記完了日をいう。

⑹　居住　現に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本町の住民基本台帳に記録されていることをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

⑴　子育て世帯又は若年夫婦世帯の世帯員であること。

⑵　世帯員のいずれもが、町内に居住していること。

⑶　基準日から起算して10年以上、町内の居住が継続できること。

⑷　世帯員のいずれか１人が第４条に規定する補助対象経費を負担していること。

⑸　世帯員のいずれもが、町税を滞納していないこと。

⑹　世帯員のいずれもが、中井町暴力団排除条例（平成23年中井町条例４号）第２条第３号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団員等でないこと。

⑺　世帯員のいずれもが、中井町暴力団排除条例（平成23年中井町条例４号）第２条第２号に規定する暴力団員、同条第３号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

⑻　その他町長が適当でないと認める者でないこと。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

⑴　住宅取得に要する工事請負契約又は売買契約に係る経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

⑵　その他町長が必要と認める経費

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助対象としないものとする。

⑴　土地の購入に係る経費

⑵　造成工事及び門、塀その他の外構工事に係る経費

⑶　家具又は家庭用電気機械器具の購入、設置等に係る経費

⑷　物置、車庫等居住の用に供しない建築物の設置に係る経費

⑸　国、県又は町が行う他の補助金を受けて行った事業に係る経費

⑹　その他住宅機能向上に必要でない等町長が補助の対象として適当でないと認めるものに係る経費

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費に２分の１を乗じた額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、60万円を上限とする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、中井町移住・定住推進事業補助金交付申請書（第１号様式）を基準日から１年以内に町長に提出しなければならない。

２　中井町移住・定住推進事業補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

⑴　調査同意書兼誓約書（第２号様式）

⑵　子が胎児の場合は、母子健康手帳の写し

⑶　当該住宅の工事請負契約書、売買契約書等工事請負契約又は売買契約を締結したことを証する書類の写し

⑷　当該住宅の位置図、平面図その他工事の内容が確認できる書類

⑸　当該住宅の建物登記簿の全部事項証明書

⑹　領収書等支払を証する書類の写し

⑺　その他町長が必要と認める書類

（交付又は不交付の決定）

第７条　町長は、中井町移住・定住推進事業補助金交付申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付（補助金の額を含む。）又は不交付を決定し、中井町移住・定住推進事業補助金交付（不交付）決定通知書（第３号様式）により、補助金の交付申請を行った者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第８条　前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、速やかに中井町移住・定住推進事業補助金交付請求書（第４号様式）を町長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第９条　町長は、中井町移住・定住推進事業補助金交付請求書が提出されたときは、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

（調査）

第10条　町長は、補助金の適正執行のために必要があると認めるときは、補助金を申請した者、補助金交付決定者、施工業者、販売業者等に対し、報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

（補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還）

第11条　町長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取り消すことができる。

⑴　第３条に規定する補助対象者の要件を欠くに至ったとき。

⑵　調査同意書兼誓約書に記載された事項に違反があったとき。

⑶　第６条に規定する申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。

⑷　基準日から10年以内に町内に居住をしなくなったとき。ただし、死亡、施設等への入院入所その他町長がやむを得ないと認める場合を除く。

⑸　前各号に掲げるもののほか、町長が特に補助金を交付するものとして相応しくないと認めたとき。

２　町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、中井町移住・定住推進事業補助金返還命令書（第５号様式）により補助金の全部又は一部の返還を命じるものとし、返還を求める金額は別表に定めるとおりとする。

３　前項の規定により補助金の返還を命じられた補助金交付決定者は、町長が定める期限までに当該補助金を返還しなければならない。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に際し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

　この要綱は、令和５年４月１日から施行し、基準日がこの要綱の施行の日以後である場合に適用する。

　　　附　則

　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第11条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 基準日からの経過年数 | 返還を求める金額 |
| １年未満 | 交付額の１００分の１００ |
| １年以上２年未満 | 交付額の１００分の９０ |
| ２年以上３年未満 | 交付額の１００分の８０ |
| ３年以上４年未満 | 交付額の１００分の７０ |
| ４年以上５年未満 | 交付額の１００分の６０ |
| ５年以上６年未満 | 交付額の１００分の５０ |
| ６年以上７年未満 | 交付額の１００分の４０ |
| ７年以上８年未満 | 交付額の１００分の３０ |
| ８年以上９年未満 | 交付額の１００分の２０ |
| ９年以上１０年未満 | 交付額の１００分の１０ |

第１号様式（第６条関係）

中井町移住・定住推進事業補助金交付申請書

年　　月　　日

中井町長　　　　　　　殿

申請者　住　　所

氏　　名

電話番号

　中井町移住・定住推進事業補助金交付要綱第６条第１項の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 取得区分 | 新築　・　建替え　・　購入 |
| 居　住　開　始　日 | 年　　月　　日 |
| 取得した住宅の所在地及び所有者 | 所在地　　中井町所有者　　 |
| 対象経費及び補助金交付申請額 | 対象経費　　　　　　　　　　　　　円 | 補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　　円 |
| 施工事業者又は販売業者 | 住所又は所在地氏名又は名称電 話 番 号 |
| 所有権保存登記完了日（基準日） | 　　年　　月　　日 |
| 他の補助金の利用 | 有・無 | 利用する補助金の名称 |

添付書類（添付する書類に☑をすること。）

　□　調査同意書兼誓約書（様式第２号）

　□　子が胎児の場合は、母子健康手帳の写し

　□　当該住宅の工事請負契約書、売買契約書等工事請負契約又は売買契約を締結したことを証する書類の写し

　□　当該住宅の位置図及び平面図その他工事の内容が確認できる書類

　□　当該住宅の建物登記簿の全部事項証明書

　□　領収書等支払を証する書類の写し

　□　その他町長が必要と認める書類

第２号様式（第６条関係）

調査同意書兼誓約書

年　　月　　日

　中井町長　　　　　　　殿

申請者　住　所

氏　名

　私は、中井町移住・定住推進事業補助金の交付決定に必要な範囲において、町長が私及び下記世帯員（胎児の場合は世帯員となる予定の者）に関する事項について調査し、又は関係機関に照会することに同意します。

併せて、私は下記事項を誓約します。

記

１　世帯員

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 年齢 | 世帯主との続柄 | 生年月日（胎児の場合は出産予定日） | 町税の滞納の有無 |
|  |  |  |  | 有・無 |
|  |  |  |  | 有・無 |
|  |  |  |  | 有・無 |
|  |  |  |  | 有・無 |

２　誓約事項

　⑴　中井町移住・定住推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第３条に規定する要件を全て満たし、かつ、本申請内容には虚偽がないこと。

　⑵　上記交付申請に係る居住を10年以上にわたり継続し、町が住民基本台帳により行う居住状況の確認を承諾すること。

　⑶　以上の事項に違反があったときは、速やかに町長に報告するとともに、要綱第11条第２項に基づく返還命令に従い、補助金の全部又は一部を返還すること。

第３号様式（第７条関係）

中井町移住・定住推進事業補助金交付（不交付）決定通知書

第　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

中井町長　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで申請のありました中井町移住・定住推進事業補助金について、中井町移住・定住推進事業補助金交付要綱第７条の規定により、交付（不交付）の決定をしましたので、下記のとおり通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 取得区分 | 新築　・　建替え　・　購入 |
| 居　住　開　始　日 | 年　　月　　日 |
| 取得した住宅の所在地及び所有者 | 所在地　　中井町所有者　　 |
| 対象経費 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 基　準　日 | 　　年　　月　　日 |
| 備　　　考 |  |

第４号様式（第８条、第９条関係）

中井町移住・定住推進事業補助金交付請求書

年　　月　　日

中井町長　　　　　　　殿

（請求者）

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　印

電話番号

　　　　年　　月　　日付け　　　　第　　号により交付の決定を受けた中井町移住・定住推進事業補助金について、中井町移住・定住推進事業補助金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　交付請求額　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　銀行・農業協同組合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　信用金庫・信用組合 |
| 本支店名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　本　　店・支　　店　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　支　　所・出張所 |
| 口座種別 | 当　　座　・　普　　通 |
| 口座番号 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 口座名義人 | フリガナ |
|  |

第５号様式（第11条関係）

第　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

中井町長　　　　　　印

中井町移住・定住推進事業補助金返還命令書

　　　　　年　　月　　日付け　　　　第　　号で交付決定をした補助金については、交付の決定を取り消しましたので、中井町移住・定住推進事業補助金交付要綱第11条第２項の規定により下記のとおり返還を命じます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定金額 | 　　　　　　　　円 |
| 交付済額 | 　　　　　　　　円 |
| 返還命令額 | 　　　　　　　　円 |
| 納付期限 | 　　　　年　　月　　日まで |
| 取消理由 |  |
| 備考 |  |